

第
4685
号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 3月11日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

生命保険料控除の改正

Q：この確定申告から、生命保険料控除の取扱いが改正になっているとか。どのようななったのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

生命保険料控除は、次のようになっていますので、注意してください。

- ① 平成24年1月1日以後に契約した保険契約（新契約）のうち介護保障又は医療保障を内容とする契約に係る支払保険料について、限度額4万円の所得控除（介護保険料控除）が設けられました。
- ② 新契約に係る一般の生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額はそれぞれ4万円になります。
- ③ 保険料控除額は次のように計算します。

年間保険料	控除額
2万円以下	支払保険料(a)の全額
2万円超4万円以下	$(a) \times 1/2 + 1$ 万円
4万円超8万円以下	$(a) \times 1/4 + 2$ 万円
8万円超	一律4万円
- ④ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）については、従前どおり一般生命保険料控除、個人年金保険料控除（限度額各5万円）が認められます。
- ⑤ 新契約と旧契約がある場合の一般の生命保険料控除及び個人年金保険料控除額はそれぞれ次の合計額（4万円が限度）となります。
 - ・新契約 ③で計算した金額
 - ・旧契約 従前の計算式で計算した金額

